

令和8年度じんけんミニフェスタ／人権ふれあい啓発
しが多文化共生フェスタ/しが多文化共生フォーラム
企画・制作・実施業務委託仕様書

【目次】

- 1 業務1 じんけんミニフェスタ／人権ふれあい啓発…p1-7
- 2 業務2 しが多文化共生フェスタ/しが多文化共生フォーラム…p8-12

令和8年度じんけんミニフェスタ／人権ふれあい啓発

企画・制作・実施業務委託仕様書

1 業務の名称

令和8年度じんけんミニフェスタ／人権ふれあい啓発企画・制作・実施業務

2 業務の目的

滋賀県では、県民一人ひとりが人権の大切さを認識し、日々の暮らしの中で人権に配慮した行動を実践することで、すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現することをめざしている。

このため、子どもから大人まで広く県民に身近なところから人権について考えて行動することの大切さ（滋賀県人権施策基本方針に掲げる「人権の基本理念」※）を訴えるため、滋賀県人権啓発キャラクター「ジンケンダー」（以下「ジンケンダー」という。）を効果的に用いて、普段、人権啓発事業に接する機会が少ない県民に、人権について考えるきっかけを提供することを目的として実施する。

※ 滋賀県人権施策基本方針に掲げる「人権の基本理念」について以下のいずれか（1項目以上）を、わかりやすい言葉や表現で伝える内容とすること。

①人権の普遍性・日常性

・人権は、私たちみんなにとって大切なものであり、かつ、身近なものである

②人権の平等性

・人権は、すべての人に対し同じように保障されなければならない

③個人の尊重

・一人ひとりがそれぞれに個性をもった大切な存在である

④多元社会と共生

・いろいろな人が違いを認め合いながら共に生きていく

⑤人権の義務的性格

・人権は、一人ひとりの努力によって守られるものである

・私たちは、権利が尊重されるとともに、相手の権利を尊重する義務がある

※ 具体的な人権の各分野については、補足資料1に掲載の参考資料「滋賀県人権施策推進計画（概要版）」を参照すること。

3 実施期間

契約締結日（令和8年(2026年)5月頃）から令和9年(2027年)2月26日（金）まで

4 実施場所・実施日等

(1) じんけんミニフェスタ

次により実施すること。

①実施場所：ビバシティ彦根 1階センタープラザ

実施日：令和8年（2026年）9月5日（土）11：00～16：00

②実施場所：びわこ文化公園 わんぱく原っぱおよびその周辺

実施日：令和8年（2026年）11月8日（日）10：00～15：00 ※雨天中止

※ ①②とともに詳細は未定のため、後日実施する県および施設管理者との打合せに参加すること。

※ ②は同日、同会場にて、しが多文化共生フェスタと同時に開催する予定である。

(2) 人権ふれあい啓発

合計4か所以上で実施することとし、県内一円でバランスよく啓発できるよう企画すること。実施にあたっては、地域性を考慮すること。

(実施場所の例)

商業施設、「人権」をテーマとしない親子向けイベント、図書館等が開催する読み聞かせ会、学区民のつどい等

- ※ 実施場所は屋内・屋外を問わないが、雨天の場合の対策を想定しておくこと。
- ※ 県民向けの事業のため、観光客や県外の人が多く集まる場所（イベント）は対象外とする。
- ※ 学校の授業としての実施は対象外とする。ただし、学校であっても親子や地域の方が集まるイベント等であれば、実施対象として差し支えない。
- ※ 実施場所については、事前に県と打ち合わせすること。
- ※ 以下のイベントを実施場所として指定する場合があるが、イベントの実施時間帯および備品（音響設備、長机、椅子）等の詳細は未定のため、後日主催者と打合せをする必要がある。会場使用料および主催者があらかじめ設置する備品の使用料は不要であるが、その他の備品等の経費は受託者で負担すること。また、事前打ち合わせや事前準備等がある場合は参加すること。

・「すまいる・あくしょんフェスタ 2026」

主 催：三方よし！子どもの笑顔プロジェクト実行委員会

実施場所：ピアザ淡海 全館（滋賀県大津市におの浜1丁目1-20）

実施時期：2026年8月12日（水）

・「G-NET フェスタ」

主 催：男女共同参画センター

実施場所：男女共同参画センターG-NET しが（予定）

実施時期：秋頃

・「たかしま子どもフェスティバル」

実施場所：高島地域

実施時期：秋頃

※企画提案にあたっては、上記3か所の他、2か所以上の候補地を挙げること。

ただし、実施にあたっては、県指定分を含めて合計4回を満たせば良いこととする。

5 業務委託の内容

(1) じんけんミニフェスタ

- ・ 4（1）に定める各会場において、下記の①～③を実施すること。
- ・ 4（1）に指定する1か所ごとにチラシや当日案内看板を作成すること。また、人権施策推進課が指定する場所へ納品すること。

チラシ納品箇所数：各回約500枚を作成し、指定する約15～20箇所へ納品すること。

当日案内看板：各回約3～5枚を作成し、当日に会場へ持参すること。

- ・ 会場規模や実施形態に合わせて適切な方法、人員配置で行うこと。
- ・ 啓発活動を実施していることが分かるよう当課のバックパネルや上り旗を使用すること。ただし、屋外の場合は天候により判断するため、当課と相談すること。

折り畳み後バックパネルサイズ（キャリーケース付き）：縦36cm×横30cm×高さ90cm

- ・ 会場内でジンケンダーのグリーティングを行い、呼びかけ（催しの周知・宣伝）を行うこと。その際、来場者との写真撮影も積極的に行うこと。

①【4（1）①②共通事項】ステージイベントの実施

次により実施すること。

- ・ステージイベント全体の進行を担う司会者を置くこと。
- ・ジンケンダーの着ぐるみを活用した劇、クイズ、合唱、パラスポーツのミニゲーム披露等、より多くの集客が見込め、途中から参加した場合でも楽しむことができるようなイベントを企画・実施すること。ステージイベント全体の流れを考慮するとともに、ステージイベント間の間隔を空けない工夫を行うこと。
- ・イベント提案にあたっては下記のすべての視点が含まれるよう企画すること。
 - ア 内容に「人権」の要素が含まれているもの
 - イ 来場者の注目を集めるもの
 - ウ 子どもと保護者が楽しみながら学べるもの
- ・とりわけ「多文化共生」について楽しみながら学ぶことができ、多様な文化への理解と尊重につながるステージ（例：外国の伝統的な歌や踊りの披露等）を1つ以上企画に含めること。企画にあたっては、滋賀県内の外国人住民（※）への理解が深まる内容とすること。
※滋賀県内の外国人出身国（多い順上位5か国）1ベトナム、2ブラジル、3中国、4韓国・朝鮮、5フィリピン（2025年12月末現在）
- ・人権施策推進課が指定する下記の講師とジンケンダーの着ぐるみの出演について、1回あたり20分程度を2回以上実施すること。

<人権施策推進課が指定する講師について>
講師：yokko氏（手話シンガーソングライター）
公式ホームページ <https://yokkosinger.work>

②【4（1）①②共通事項】ブースの設置・運営

次により実施すること。

- ・体験やゲームをとおして、子どもから大人まで楽しみながら人権について学べる催しを企画・実施すること。また、より多くの方の目に触れる方法で実施すること。
（例）パラスポーツの体験、ユニバーサルデザイン製品等の紹介・体験、ジンケンダーグッズ作り、人権クイズラリー、パネル展示等
- ・人権施策推進課が所有する啓発資材（紙芝居、クイズ、ジンケンダー等のパペット人形、DVD、パネル等）も活用すること。
- ・ブースには常に1人以上のスタッフを配置し、ブースでの体験活動の実施や啓発冊子の配布、アンケート協力の声かけ、展示物の管理などの運営を行うこと。
- ・滋賀県人権擁護委員連合会によるポッチャ体験や風船アートプレゼント等の実施スペースを確保すること。当会によるスペースについては、道具の準備やスタッフの配置は不要であるが、長机や椅子等必要な備品の設置は人権施策推進課と調整のうえ行うこと。

③【4（1）①②個別事項】

I 4（1）①「ビバシティ彦根 1階センタープラザ」での実施について

- ・センタープラザ内における回遊型クイズラリー等全体を活用した企画とすること。
- ・商業施設内でのイベントのため、企画にあたっては、施設利用者の快適性および安全性、ならびに施設内店舗の営業に支障をきたさないよう十分に配慮すること。特に、多数の観衆が密集する可能性のある演目、通路を著しく占有する可能性のある演目（例：大勢でのキッズダンスステージなど）については、施設運営の妨げとなる可能性があるため、企画に含めないこと。

- ・ブースの企画にあたっては、「多文化共生」について楽しみながら学ぶことができ、多様な文化への理解と尊重につながる体験活動（例：外国の遊び体験など）を1つ以上含めること。また、滋賀県内の外国人住民（※）への理解が深まる内容とすること。
※滋賀県内の外国人出身国（多い順上位5か国）1 ベトナム、2 ブラジル、3 中国、4 韓国・朝鮮、5 フィリピン（2025年12月末現在）
- ・飲食物販売は行わないこと。
- ・会場使用料および会場が保有している簡易ステージ等の使用料については、県が負担するものとする。

II 4 (1)②「びわこ文化公園 わんぱく原っぱおよびその周辺」での実施について

- ・同日に開催する「多文化共生フェスタ」との連携を図ること。
- ・簡易ステージ（幅7.2m×奥行3.6m×高さ1.0m程度）の設営を行うこと（受託者が経費を負担するものとする）。
- ・滋賀県立東大津高等学校吹奏楽部による演奏（午前1回・午後1回：各回30分程度）をステージプログラムに含めることとし、楽器の搬入・搬出を受託者にて行うこと。
また、イベント会場内に楽器を置くためのテントを設置すること。当吹奏楽部との調整は、人権施策推進課とともに行うこと。
- ・園内における回遊型クイズラリーやスタンプラリー、広場でのパラスポーツミニゲーム披露等、公園全体を活用した企画とすること。スタンプラリー等を実施する場合の各ポイントのスタッフや景品については、人権施策推進課が準備するが、運営にあたって協力すること。
- ・飲食物販売の有無は問わないが、販売する場合には、障害者就労施設、共同作業所等で作られたお菓子等、多様性や人権の視点を含めた企画とすること。また、飲食物販売を行うために必要な一切の手続き（消防関係、保健所関係等）についても併せて行うこと。火気器具を使用する場合は、関係監督機関の指示に従って安全管理を徹底すること。販売収益の一部を管理者等へ納入する必要がある場合の経費は、受託者において負担すること。
- ・熱中症等体調不良の来場者が休息できるスペースを設けること。当該スペースはブースとのテントの共用を可とする。
- ・びわこ文化公園内で開催するじんけんミニフェスタについては、指定管理者や各施設と連携した取り組みを行うため、人権施策推進課とともに調整を行うこと。
- ・駐車場の警備については、人権施策推進課で別途委託する予定であるが、イベント全体との連携をはかること。
- ・台風等の荒天や感染症の拡大等の不可抗力により順延とする場合は、人権施策推進課と調整のうえ対応すること。

(2) 人権ふれあい啓発

- ・4(2)に定める各会場において、下記の①および②を実施すること。
ただし、指定の4か所を超えて実施する場合は①、②いずれかのみの実施でも可能とする。
- ・子どもから大人まで広く県民が集う場所や時間帯を設定し、会場ごとに適切な方法で実施すること。
- ・実施形態や会場に応じた適切な人員配置を行うこと。
- ・人権施策推進課が所有する啓発資材（紙芝居、クイズ、ジンケンダー等のパペット人形、DVD、パネル等）を有効活用したプログラムを企画・実施すること。
- ・啓発活動を実施していることが分かるよう当課のバックパネルや上り旗を使用すること。ただし、屋

外の場合は天候により判断するため、当課と相談すること。

折り畳み後バックパネルサイズ（キャリーケース付き）：縦 36 cm×横 30 cm×高さ 90 cm

- ・会場内でジンケンダーのグリーティングを行い、呼びかけ（催しの周知・宣伝）を行うこと。その際、来場者との写真撮影も積極的に行うこと。

①ステージイベントの実施

次により実施すること。

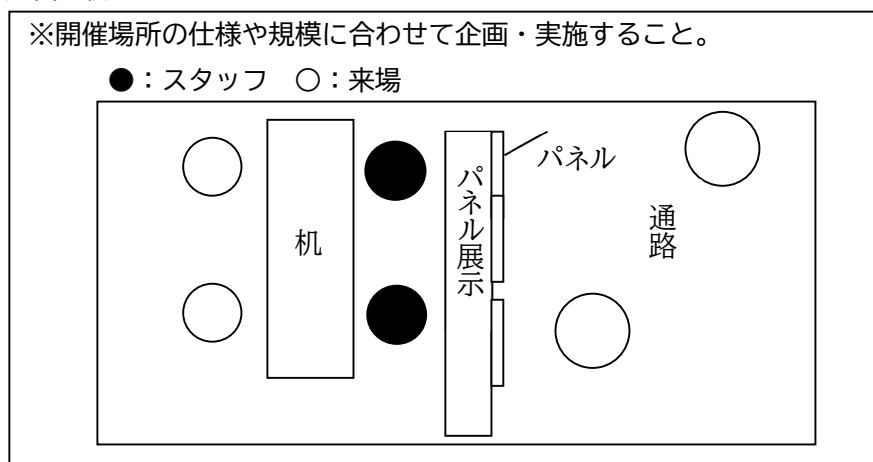
- ・ 1回あたり 20 分以上を 2 回以上実施すること。これにより実施できない場合には、1 回あたり 30 分以上を 1 回以上実施すること。
- ・ 人権施策推進課が指定する講師（5（1）①参照）とジンケンダーの着ぐるみの出演を含めて企画すること。
- ・ 人権施策推進課が指定する講師とは別に、ステージイベントの進行を担う司会者を置くこと。ただし、4（2）において県が指定するイベントに参加する場合は、この限りではない。
- ・ より多くの集客が見込め、途中から参加した場合でも楽しむことができるようなイベントを企画・実施すること。

②ブースの設置・運営

次により①ステージイベントと合わせて実施すること。

- ・ 1回あたり原則として 5 時間以上（休憩時間を除く）実施すること。
ただし、4（2）において県が指定するイベントに参加する場合はこの限りではない。
- ・ 体験やゲームをとおして、子どもから大人まで楽しみながら人権について学べる催しを企画・実施すること。また、より多くの方の目に触れる方法で実施すること。
（例）パネル展示、紙芝居の読み聞かせ、ジンケンダーグッズ作り、人権クイズ大会 など
- ・ ブースには常に 1 人以上のスタッフを配置し、ブースでのイベントの実施や、啓発冊子の配布、アンケート協力の声かけ、展示物の管理などの運営を行うこと。

<ブース運営の例>



③その他

- ・ 台風等の荒天や感染症の拡大等の不可抗力により順延とする場合は、人権施策推進課と調整のうえ対応すること。

(3) じんけんミニフェスタ／人権ふれあい啓発共通事項

①実施計画書の提出

- ・上記4に基づき、受託者は、あらかじめ実施内容・場所等を記載した任意の実施計画表を受託後速やかに作成し、人権施策推進課に提出すること。

②啓発物品の制作

- ・持ち帰っていただくことでより啓発効果が高まるような、ジンケンダーを活用した啓発物品 1,000 個を企画・制作すること。

③人権啓発冊子等の配布

- ・県が別に指定する人権啓発冊子等を袋詰めし、来場者に配布すること。

④アンケートの印刷・実施・集計

- ・県が別に示すアンケート用紙を印刷し、来場者に配布・回収すること。
- ・上記②により制作した啓発物品を効果的に活用し、より多くの来場者にアンケート用紙を記入してもらえるよう工夫すること。
- ・上記4に指定する1か所ごとに、実施後2週間以内にアンケート集計結果を人権施策推進課に提出すること。

(4) 実施結果報告

全ての事業完了後、速やかに業務完了報告書（様式は任意）を作成し、実施状況をカメラやビデオで記録撮影したもの、受託事業で製作した啓発物品等の成果品と併せて人権施策推進課へ納品すること。

(5) その他

①提案内容に応じて、各会場に必要な音響や装飾、テントや机をはじめとする備品、資材などを手配し、設置すること。

また、参加者の安全に十分配慮し、運営・管理に必要となるスタッフを適切に配置すること。

②研修・講演などを業とする者以外（学生・クラブ活動の担当教員等）に対しては、謝金の支出は認められないので、経費見積の際は注意すること（旅費の支出は可）。

③障害者差別解消法を踏まえ、バリアフリーを意識した会場設営やステージイベント等の情報保障（手話通訳やスライドでの表示等）など、障害のある方への合理的配慮を行うこと。

④天災地変や感染症の拡大等の不可抗力により上記5に指定する業務を実施できない場合には、中止した業務の実施に要する価格に相当する代替事業の提案、見積書の再提出を行い、県と協議のうえ可能な限り実施することとする。

ただし、代替事業についても必ず内容に「人権」の要素が含まれるよう企画すること。

⑤代替事業を含め事業を実施できなかった場合は、人権施策推進課と協議のうえ、当該事業にかかる費用を契約金額から減額する。

6 委託料の支払い

委託業務の完了後、一括精算払いとする。

7 特記事項

- (1) あらかじめ人権施策推進課と調整したスケジュールに基づき事業を実施すること。
- (2) 実施内容について人権施策推進課と十分協議を行うこと。
- (3) 採用された企画案でも、業務の目的達成のために、協議のうえ、内容の変更を行う場合がある。
- (4) 人権施策推進課が所有する人権啓発資材の活用にあたっては、滋賀県人権啓発資材貸出要領を遵守するものとする。
- (5) 業務履行に際し、他の者の著作物を利用する場合は必ず許諾を得ること。著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、滋賀県に不利益が生じないよう、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。
- (6) 制作した啓発物品等については、この委託業務にかかる契約期間満了後についても、特に期限を定めず人権施策推進課が行う人権啓発事業で使用するため、そのために必要な著作権にかかる手続等については受託者においてこれを処理すること。また、これにかかる著作権使用料については今回の契約金額に含むこと。
- (7) 受託者は、人権施策推進課に対して本事業で制作した啓発物品等について必要なデータや写真、資料などの情報を提供すること。
- (8) 本業務にかかる物品購入等にあたっては、できる限り滋賀県内中小企業者および障害者就労施設等への発注や県産品の活用に努めること。
- (9) 企画・制作・実施にかかる経費すべてを本業務委託料に含めること。
- (10) この契約に基づく制作物の著作権（著作権法第 27 条（翻訳権、翻案権等）および第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を含む。）は、制作物の引渡しの際に滋賀県に無償で譲渡するものとする。
また、受託者は、著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条に規定する権利を含む。）を行使しないものとする。
- (11) その他、本業務を遂行するに当たって必要な事項については、協議のうえ、決定する。

令和8年度しが多文化共生フェスタ／しが多文化共生フォーラム

企画・制作・実施業務委託仕様書

1 業務の名称

令和8年度しが多文化共生フェスタ／しが多文化共生フォーラム企画・制作・実施業務

2 業務の目的

2025年3月改定の「県多文化共生推進プラン」では、人口減少と外国人の増加が進む本県において、多文化共生社会の実現は地域や産業の持続可能な発展に不可欠であり、とりわけ、国籍を問わず県民が相互に理解し、共に支え合う意識の醸成は、全ての施策の前提となる取組である。

県内各地で市町国際協会等により交流イベントが実施されているが、外国人県民が増加している中、日本人と外国人の交流機会はますます必要となっており、相互理解を深める「場」の確保が必要である。

このため、多文化共生意識向上と交流基盤の形成を目的として、「しが多文化共生フェスタ」および「しが多文化共生フォーラム」を実施することで、交流の場や学びの場の創出を進め、県民の多文化共生への理解を促進する。

3 実施期間

契約締結日（令和8年(2026年)5月頃）から令和9年(2027年)2月26日（金）まで

4 実施場所・実施日等

(1) しが多文化共生フェスタ

次により実施すること。

実施場所：びわこ文化公園 わんぱく原っぱおよびその周辺

実施日：令和8年（2026年）11月8日（日） 10：00～15：00 ※雨天中止

※ 詳細は未定のため、後日実施する県および施設管理者との打合せに参加すること。

※ 同日、同会場にて、じんけんミニフェスタが開催される予定である。

(2) しが多文化共生フォーラム

次により実施すること。

実施場所：一般県民が集いやすく、100名以上を収容できる屋内会場

実施日：令和9年（2027年）1月のうち、半日間で実施することを想定

※ 実施場所・実施日については、事前に県と打ち合わせすること。

5 業務委託の内容

(1) しが多文化共生フェスタ

○県民の多文化共生意識向上や日本人と外国人の交流基盤形成を図るため、文化体験や飲食物等の販売、県魅力PR、相談・支援のブースを設けた楽しみながら相互理解を深めるイベントを実施する。

・同日、同会場にて開催する「じんけんミニフェスタ」との連携を図ること。

・チラシ、当日案内看板、当日配布物（プログラムや会場案内図）、ブース看板を作成すること。やさ

しい日本語やピクトグラム（絵文字）を活用するなど、日本語の理解が十分でない方への配慮すること。また、国際課が指定する場所へ納品すること。ブース看板は設置および撤去を行うこと。

チラシ納品箇所数：約 500 枚作成し、指定する約 15～20 箇所へ納品すること。

当日案内看板：約 3～5 枚を作成し、当日に会場へ持参すること。

当日配布物：約 1,500 枚を作成し、当日に会場へ持参すること。

ブース看板：ブースごとに作成し、当日に会場へ持参し、設置および撤去すること。

- ・チラシデータを用いて HP や SNS で周知するなど、チラシ配布以外の広報を実施すること。
- ・会場規模や実施形態に合わせて適切な方法、人員配置で行うこと。
- ・びわこ文化公園の指定管理者および各施設と連携した取組を行うため、国際課とともに調整を行うこと。
- ・民間企業から協賛を募り、来場者へのインセンティブ等として活用すること。
- ・台風等の荒天や感染症の拡大等の不可抗力により順延とする場合は、国際課と調整のうえ対応すること。
- ・以下の通り、ブースの設置、撤去および運営を行うこと。

①文化体験

- ・体験やゲームをとおして、子どもから大人まで楽しみながら多文化共生について学べるプログラムを3つ以上企画・実施すること。また、より多くの方の目に触れる方法で実施すること。企画にあたっては、滋賀県内の外国人住民（※）への理解が深まる内容とすること。

※滋賀県内の外国人出身国：1 位ベトナム、2 位ブラジル、3 位中国、4 位韓国・朝鮮、5 位フィリピン（令和 7 年（2025 年）12 月末現在）

（例）民族衣装体験、楽器体験、遊び体験、グッズ作り、パネル展示等

- ・文化体験プログラムに係る出演者募集・交渉、連絡調整、および当日の運営を行うこと。

②飲食物および雑貨販売

- ・多様な文化に親しみを持てるよう、外国の料理や雑貨等を販売する事業者による飲食物あるいは雑貨の販売を5店舗以上実施すること。うち、3店舗以上は飲食物を販売すること。
- ・事業者の選定にあたっては広く募集し、公平性、透明性を確保すること。できる限り県内の事業者による販売となるよう努めること。
- ・飲食物販売を行うために必要な一切の申請等（消防、保健所および施設関係等）を行うこと。
- ・火気器具を使用する場合は、関係機関の指示に従い安全管理を徹底すること。
- ・衛生管理には特に留意するとともに、万が一にも食中毒が発生することのないよう努めること。
- ・発生した廃棄物は受託者において処理することとし、これにかかる経費も受託者において負担すること。
- ・販売収益の一部を使用施設等へ納入する必要がある場合は、受託者において負担すること。
- ・来場者の待機列の導線確保など、混雑緩和の工夫を行い、必要に応じて会場整理を行うこと。
- ・飲食するスペースを確保すること。当スペースについては、テントや長机、椅子等必要な備品の設置を国際課と調整のうえ行うこと。なお、スタッフの配置は不要。
- ・荒天が予想される場合は、国際課と調整のうえ対応すること。

③県内企業

- ・県内企業の取組や魅力の PR、県内企業による外国人等へのマーケティング、リクルートにつながる取組等を実施するスペースを2社～4社程度分確保すること。当スペースについては、テント

や長机、椅子等必要な備品の設置を国際課と調整のうえ行うこと。なお、道具の準備やスタッフの配置は不要。

④県魅力PR

- ・滋賀県の取組や魅力をPRする実施スペースを1部署～2部署程度分確保すること。当スペースについては、テントや長机、椅子等必要な備品の設置を国際課と調整のうえ行うこと。なお、道具の準備やスタッフの配置は不要。

⑤相談・支援

- ・(公財) 滋賀県国際協会や行政機関等による相談・支援の実施スペースを1団体～2団体分確保すること。当スペースについては、テントや長机、椅子等必要な備品の設置を国際課と調整のうえ行うこと。なお、道具の準備やスタッフの配置は不要。

⑥本部

- ・来場者の受付やスタッフ間の連絡調整ができるスペースを確保すること。当スペースについては、テントや長机、椅子等必要な備品の設置を国際課と調整のうえ行うこと。なお、道具の準備やスタッフの配置は不要。
- ・熱中症等体調不良の来場者が休息できるスペースを兼ねること。

(2) しが多文化共生フォーラム

○県民の多文化共生への理解促進を図るため、多文化共生の推進に係る功労者への感謝状贈呈式および多文化共生の推進に資する講演会・シンポジウムを含むフォーラムを開催する。当日は、まず関係者のあいさつがなされ、次に感謝状の贈呈式を行い、最後に講演等を行う。その他、提案内容に応じて、外国人や関係者による発表等の時間を設けることがある。

- ・チラシ、看板を作成すること。「やさしい日本語」やピクトグラム（絵文字）を活用するなど、日本語の理解が十分でない方への配慮すること。また、国際課が指定する場所へ納品すること。看板の設置および撤去を行うこと。
チラシ納品箇所数：約500枚作成し、指定する約15～20箇所へ納品すること。
看板：案内看板1～2枚、演台上部にイベント名を記す吊看板1枚、舞台袖に内容を示す看板1枚、計3～4枚作成し、当日に会場へ持参すること。設置および撤去を行うこと。
- ・チラシデータを用いてHPやSNSで周知するなど、チラシ配布以外の広報を実施すること。
- ・一般県民が集いやすく、100名以上を収容できる屋内会場を複数案国際課に提示すること。
- ・会場を利用する際の手続きや連絡調整、利用に係る経費の支払いを行うこと。
- ・会場の設営および撤去（演台、各座席、音響・照明、受付、案内表示、プロジェクター・スクリーン、装飾等）を行うこと。
- ・当日会場内に以下の看板の設置および撤去を行うこと。
会場入口の案内看板1枚、演台上部にイベント名を記す吊看板1枚、舞台袖に内容を示す看板1枚
- ・司会者を手配すること。
- ・当日の進行台本を作成し、国際課との事前確認を行うこと。
- ・当日の全体進行管理および出演者の誘導案内や受付業務、会場整理を行うこと。
- ・功労者への感謝状贈呈式に係る公募業務（公募要項の作成、公募チラシの作成、応募受付や問合せ対応）および連絡調整業務を行うこと。なお、功労者の決定や感謝状の作成は国際課で行うことと

する。

- ・講演者やパネリスト等の候補者をリストアップし、国際課に提案すること。
- ・外国人や関係者による発表等について、その内容を企画し、国際課に提案すること。
(例：県内で過去実施された日本語スピーチ大会優勝者によるスピーチ披露)
- ・出演者との連絡調整（出演依頼や条件交渉、講演内容や時間配分等の調整、当日の調整等）を行うこと。
- ・出演者への謝金や交通費・宿泊費等の支払いを行うこと。

(3) しが多文化共生フェスタ／しが多文化共生フォーラム共通事項

①実施計画書の提出

- ・上記4に基づき、受託者はあらかじめ実施内容・場所等を記載した任意の実実施計画表を受託後速やかに作成し、国際課に提出すること。

②多文化共生啓発パネルの制作

- ・両会場で使用する多文化共生に関する啓発パネル（A 1 サイズ 12 枚程度）を、国際課と調整の上企画・制作すること。
- ・令和 8 年（2026 年）8 月中に、イーゼル等設置器具と併せて国際課に納品すること。

②アンケートの印刷・実施・集計

- ・県が別に示すアンケート用紙を印刷し、来場者に配布・回収すること。
- ・実施後 2 週間以内にアンケート集計結果を国際課に提出すること。

(4) 実施結果報告

全ての事業完了後、速やかに業務完了報告書（様式は任意）を作成し、実施状況をカメラやビデオで記録撮影したものと併せて国際課へ納品すること。

(5) その他

①提案内容に応じて、各会場に必要な音響や装飾、テントや机をはじめとする備品、資材などを手配し、設置すること。

また、参加者の安全に十分配慮し、運営・管理に必要となるスタッフを適切に配置すること。

②研修・講演などを業とする者以外（学生・クラブ活動の担当教員等）に対しては、謝金の支出は認められないので、経費見積の際には注意すること（旅費の支出は可）。

③多言語や「やさしい日本語」による表記やピクトグラム（絵文字）を活用した会場設営など、日本語の理解が十分でない方への合理的配慮を行うこと。

④天災地変や感染症の拡大等の不可抗力により上記5に指定する業務を実施できない場合には、中止した業務の実施に要する価格に相当する代替事業の提案、見積書の再提出を行い、国際課と協議のうえ可能な限り実施することとする。

ただし、代替事業についても必ず内容に「多文化共生」の要素が含まれるよう企画すること。

⑤代替事業を含め事業を実施できなかった場合は、国際課と協議のうえ、当該事業にかかる費用を契約金額から減額する。

6 委託料の支払い

委託業務の完了後、一括精算払いとする。

7 特記事項

- (1) あらかじめ国際課と調整したスケジュールに基づき事業を実施すること。
- (2) 実施内容について国際課と十分協議を行うこと。
- (3) 採用された企画案でも、業務の目的達成のために、協議のうえ、内容の変更を行う場合がある。
- (4) 業務履行に際し、他の者の著作物を利用する場合は必ず許諾を得ること。著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、滋賀県に不利益が生じないよう、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。
- (5) 制作したパネル等については、この委託業務にかかる契約期間満了後についても、特に期限を定めず国際課が行う多文化共生啓発事業で使用するため、そのために必要な著作権にかかる手続等については受託者においてこれを処理すること。また、これにかかる著作権使用料については今回の契約金額に含むこと。
- (6) 受託者は、国際課に対して本事業で制作したパネル等について必要なデータや写真、資料などの情報を提供すること。
- (7) 本業務にかかる物品購入等にあたっては、できる限り滋賀県内中小企業者および障害者就労施設等への発注や県産品の活用に努めること。
- (8) 企画・制作・実施にかかる経費すべてを本業務委託料に含めること。
- (9) この契約に基づく制作物の著作権（著作権法第 27 条（翻訳権、翻案権等）および第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を含む。）は、制作物の引渡しの際に滋賀県に無償で譲渡するものとする。
また、受託者は、著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条に規定する権利を含む。）を行使しないものとする。
- (10) その他、本業務を遂行するに当たって必要な事項については、国際課と協議のうえ、決定する。